

江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱第6条の区長が別に定める申請期間を定める基準

	令和6年5月13日
	6江地経第285号
改正	令和7年4月23日
	7江地経第161号
改正	令和8年4月10日
	8江地経第85号

区長は、江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱（令和6年5月10日6江地経第231号）第6条の規定に基づき、この基準を定める。

江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱第6条の区長が別に定める申請期間は、令和8年6月1日から令和8年10月30日までとする。